

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月29日
【会社名】	STEILAR C.K.M株式会社
【英訳名】	STEILAR C.K.M COMPANY
【代表者の役職氏名】	代表取締役 佐々木 ベジ
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 加藤 和弘
【本店の所在の場所】	東京都新宿区愛住町13番地10
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役佐々木ベジ及び当社最高財務責任者加藤和弘は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用いたしております。これにより当社グループの財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保いたしております。

なお、内部統制は、判断の誤り、不注意等により有効に機能しなくなる場合や、当初想定していなかった組織内外の環境の変化等には必ずしも対応しない場合があり、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

平成23年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠し、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

当社は、全社的な内部統制の整備及び運用状況を評価し、当該評価結果を踏まえ、評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析し、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について内部統制の基本的要素が機能しているかを評価いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を対象といたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は金額及び質的重要性を考慮して決定しております。なお、連結子会社7社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社のみを重要な事業拠点として評価範囲としております。ただし、僅少であると判断した連結子会社の業務のうち、通販小売事業の受注業務については、重要な業務プロセスとして個別に評価対象としております。また、業務プロセスについては、取引に係る財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制を踏まえ、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目「売上債権」「たな卸資産」「売上」「売上原価」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成23年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象等はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。